

あかの民商ニュース

新潟県事業継続支援金

4月末頃に「新潟県事業継続支援金」の通知が届いたと連絡がありました。

新型コロナウイルス感染症でお客が減少し、どうにもならないときに、事業継続支援金はたいへん助かると思います。通知書がきてから2週間以内に口座に入金されるそうです。

また、別の飲食店の会員さんは、事業継続支援金センターから問い合わせがあり、事業内容について聞かれたそうです。

申請後一ヶ月程経過しましたが、ようやく事業所に連絡や通知がきているようです。



新潟県事業継続支援金締切間近

3月16日から申請がはじまった事業継続支援金ですが、申請期限が5月31日までです。まだ申請していない方急ぎましょう。

また申請について法人の場合申告書に税務署收受印がない場合は、「納税証明書2」を税務署から発行してもらい添付することで受付すると確認できました。

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者に対し、新たな金融支援を実施（新潟県）

県は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い影響を受けた中小企業者の資金繰りをさらに支援するため、国が創設した新たな保証制度に対応した県制度融資を、民間金融機関を通じ、令和3年4月1日から実施。

詳しくは金融機関へ相談してください。

婦人部 小物作りのご案内

はじめての方大歓迎です

- 日程 5月18日（火）
6月1日（火）
- 場所 民商会館2階
- 会費 1,000円



阿賀野民主商工会
阿賀野市南安野町一・三八
☎〇二五〇・六二七・一五八

NO 1795

商売くらしに役立つ！
全国
商工新聞
月/500円

新型コロナウイルス感染症

拡大防止協力金（新潟県）

新潟市内の飲食店へ営業時間短縮の協力要請がはじまっています。今後阿賀野市も対象となるかもしれませんので参考のために、ニュースに載せておきます。

趣旨

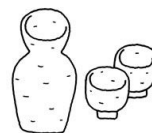
新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、営業時間の短縮要請を実施し、要請に協力いただいた事業者に対し、協力金を支給。

対象施設（新潟市内）

- 接待を伴う飲食店
- 酒類を提供する飲食店

対象要件

- 4月21日から5月9日までの間、5時から21時までの時間短縮営業に全期間、全面的に協力すること
- ① 酒類の提供は、20時までの間に限る
- ② 種別ガイドライン等を遵守し、感染防止策を徹底すること
- ③ 令和3年4月20日以前から営業していること



申請書類は県事業継続支援金と同様ですが、追加で左記のものが必要となります。

- 酒類をていきょうしていることがわかるもの（メニュー表の写しなど）
- 申請時に「営業時間短縮の実施状況がわかるもの」も必要となります。左記（例）

当店をご利用のお客様へ

新潟県の要請に基づき、感染症拡大防止のため、当店で下記のとおり時短営業します。

【実施期間】 4月 21日 ~ 5月 9日				
<table border="1"> <tr> <td>通常営業時間</td> <td>17時00分 ~ 23時00分</td> </tr> <tr> <td>時短営業期間中の開店時間</td> <td>17時00分 ~ 21時00分</td> </tr> </table>	通常営業時間	17時00分 ~ 23時00分	時短営業期間中の開店時間	17時00分 ~ 21時00分
通常営業時間	17時00分 ~ 23時00分			
時短営業期間中の開店時間	17時00分 ~ 21時00分			
ただし、_____は休業します。				

お客さまにおかれましては、ご理解のほど、よろしくお願いたします。

施設名	欧風食堂ルフル
住所	新潟市中央区古町通7番町1010番地

（責任者：新潟 太郎）